

## 平成19年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

### 議事日程〔第3号〕

12月19日（水曜日）午前10時 開議

開議宣告

- 日程第1** 第67号議案から第82号議案まで及び第6号報告について委員長報告  
（質疑・討論・表決）
- 日程第2** 第83号議案上程  
（提案理由説明・質疑・討論・表決）

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

### 出席議員（22名）

- |      |         |
|------|---------|
| 1 番  | 近 藤 紀 男 |
| 2 番  | 成 重 博 文 |
| 3 番  | 安 達 隆   |
| 4 番  | 尾 上 真 一 |
| 5 番  | 山 田 秀 夫 |
| 6 番  | 松 本 博 彰 |
| 7 番  | 中山田 健 晴 |
| 8 番  | 河 野 徳 久 |
| 9 番  | 明 石 光 子 |
| 10 番 | 土 谷 力   |
| 11 番 | 村 上 和 人 |
| 12 番 | 鷺 海 政 幸 |
| 13 番 | 後 藤 龍太郎 |
| 14 番 | 安 東 正 洋 |
| 15 番 | 北 崎 安 行 |
| 16 番 | 川 原 直 記 |
| 17 番 | 河 野 正 春 |
| 18 番 | 山 本 博 文 |
| 19 番 | 菅 健 雄   |
| 20 番 | 堂 園 慶 吾 |
| 21 番 | 徳 永 浄   |
| 22 番 | 大 石 忠 昭 |

### 欠席議員（0名）

### 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

- |       |         |
|-------|---------|
| 事務局 長 | 増 田 正 義 |
| 議事係 長 | 清 水 栄 二 |
| 書記    | 安 藤 雅 俊 |
| 書記    | 近 藤 浩 二 |

### 説明のため議場に出席した者の職氏名

- |                |           |
|----------------|-----------|
| 市 長            | 永 松 博 文   |
| 副 市 長          | 都 甲 昌 叡   |
| 会計管理者兼市参事兼会計課長 |           |
|                | 青 野 素 久   |
| 市参事兼総務課長       | 佐 藤 良 雄   |
| 市参事兼真玉市民センター長  |           |
|                | 北 崎 順 一   |
| 市参事兼香々地市民センター長 |           |
|                | 小 野 俊 久   |
| 市参事兼環境課長       | 水 江 義 和   |
| プロジェクト推進課長     | 中 嶋 栄 治   |
| 財 政 課 長        | 野 村 信 隆   |
| 税 務 課 長        | 河 野 清 一   |
| 市 民 課 長        | 河 野 三 男   |
| 福 祉 事 務 所 長    | 大 園 栄 治   |
| 保 健 年 金 課 長    | 尾 造 正 直   |
| 子育て・健康推進課長     | 安 東 良 介   |
| 商工観光課長         | 桑 原 茂 彦   |
| 農 林 振 興 課 長    | 小 野 彰     |
| 農地整備課長         | 尾 形 雄 治   |
| 建 設 課 長        | 奥 田 秀 穂   |
| 下 水 道 課 長      | 高 瀬 日 出 男 |
| 水 道 課 長        | 甲 斐 好 信   |
| 総務・法規係長        | 久 保 健 一   |
| 秘書広報係長         | 川 口 達 也   |

### 教育庁

- |          |           |
|----------|-----------|
| 教 育 長    | 都 甲 桂 一   |
| 総 務 課 長  | 安 東 洋 義   |
| 学校教育指導室長 | 早 田 義 司 郎 |

議長（菅 健雄君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

議長（菅 健雄君） 日程第1、第67号議案から第82号議案まで及び第6号報告を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長近藤紀男君。

総務委員長（近藤紀男君） おはようございます。

総務委員長報告をいたします。

12月19日

去る12月13日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案9件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第67号議案、平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回の補正は、歳入、歳出それぞれ、8億3,074万9,000円の増額補正です。その主なものは、地域総合整備資金貸付金、大分県デジタルネットワークセンター出資金、一般職職員の退職及び人事異動に伴う人件費等の調整、平成18年度の国庫支出金等の精算に伴う償還金、竹林再生モデル事業費補助金、有害鳥獣被害防止対策事業費補助金等に要する経費等を計上しています。

歳入の主なものは、補正財源を補うため、平成18年度繰越金の保留分を予算化した繰越金及び市債等です。

次に、歳出については、

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料。

これは、電算システムのソフトの改修に係る委託料です。

2款総務費1項総務管理費13目情報化推進費24節出資金。

これは、BS、CS、地上波のデジタル用のヘッドエンドを共同利用するために設置している大分県デジタルネットワークセンターへの出資金です。

2款総務費1項総務管理費14目諸費21節貸付金。

これは、大分北部中核工業団地進出の3社に対する地域総合整備資金貸付金です。

その他1款議会費、2款総務費中1項総務管理費1目一般管理費、2項徴税費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員費及び9款消防費については、一般職職員の退職手当及び給与改定に要する経費の計上並びに人事異動等に伴う人件費等の調整をしています。

次に、地方債の補正については、大分北部中核工業団地進出企業3社に対するふるさと融資に充当する地域総合整備資金貸付事業債の追加を行うものです。

以上審査の結果、第67号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第70号議案「平成19年度豊後高田市ケーブル

ネットワーク事業特別会計補正予算(第1号)」は、放送番組審議会委員報酬、満75歳以上の方のみの世帯を対象とした宅内工事費補助金等の増額補正、電柱・電話柱共架使用料の減額補正を行っています。

補正額は1万6,000円の減額で、補正後の予算総額は19億7,923万9,000円となっています。

第73号議案「豊後高田市職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について」は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、自己啓発等休業制度の創設を行うため条例制定するものです。

第74号議案「豊後高田市有線テレビジョン放送番組審議会条例の制定について」は、豊後高田市ケーブルネットワーク施設を利用した有線テレビジョン放送の実施のため、豊後高田市有線テレビジョン放送番組審議会を設置するため条例制定するものです。

本議案については、賛成の討論がありました。

第75号議案「豊後高田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い及び休息時間を廃止するため、所要の規定の整備を行うものです。

第76号議案「豊後高田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第77号議案「豊後高田市職員の給与に関する条例の一部改正について」は、国家公務員の給与に関する人事院勧告等を勘案し、一般職の職員の給与の改定に係る所要の規定の整備を行うものです。

第78号議案「豊後高田市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

第79号議案「豊後高田市税特別措置条例の一部改正について」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づき企業誘致を推進し、もって産業の振興を図るため、固定資産税の課税免除等について、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第70号議案及び第73号議案から第79号議案までについては、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。  
議長(菅 健雄君) 社会文教委員長河野正春君。  
社会文教委員長(河野正春君) 社会文教委員長  
報告をいたします。

去る12月14日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案3件及び報告1件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第67号議案、平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、今回は歳出予算の補正です。その内容としては、

2款総務費1項総務管理費14目諸費23節償還金。

これは、福祉関係補助事業の次年度精算に係る国、県支出金への償還金及び市町村児童環境づくり基盤整備事業の母親クラブ補助金に係る県支出金への償還金です。

その他、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款衛生費及び10款教育費については、一般職職員の給与と改定に要する経費の計上及び人事異動等に伴う人件費等の調整をしています。

審査の結果、第67号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第72号議案、「豊後高田市立へき地保育所条例の廃止について」は、平成18年3月31日策定の豊後高田市行政改革大綱に基づき、香々地保育所と三重・羽根の両へき地保育所を統合することにより、へき地保育所を廃止するものです。

審査の中で、委員から、保護者説明会で反対意見はなかったのかという質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

当初は反対意見があったが、保護者説明会を通して、完全ではないがご理解していただいていると感じている。

また、他の委員から、統合したあとの遠距離の通園の対応、今後の取り組みについて質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

通園は、保護者が送迎するという対応でお願いした。

第80号議案、「豊後高田市廃棄物処理施設条例の一部改正について」は、廃棄物処理施設の内、豊後高田市クリーンセンターに指定管理者制度を導入するため、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第72号議案及び第80号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第6号報告、「権利の放棄について」は、株式会社

石原商事が会社更生法に基づく更生手続を開始したことにより、委託収納した手数料から収納事務委託料を差し引いた金銭債務の不履行が生じ、相手方から少額の更生債権の弁済として弁済金を受け、残りの債権(5万6,015円)については放棄できるかの申し出があり、今後、提示される更生計画案では、少額債権者に対して支払われる債権額が今回提示額より大幅に上回る弁済が行われる見込みがなく、また、返済期限も長期間になるため、今回の提示内容で解決したほうが有利と判断したため、その申し出に応じるため、地方自治法の規定に基づき専決処分したものです。

以上審査の結果、第6号報告については、提案の趣旨を認め、全員異議なく承認すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 産業建設委員長村上和人君。

産業建設委員長(村上和人君) 産業建設委員長報告をいたします。

去る12月17日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案6件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第67号議案、平成19年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)の内、本委員会に付託された部分ですが、歳出の内容としては、

2款総務費1項総務管理費14目諸費23節償還金の内、家畜導入資金分として、73万2,000円の補正です。

これは、平成18年度に生産者が償還してきた分を県を通じて、国へ返還するものです。

6款農林水産業費3項林業費。

有害鳥獣被害防止対策事業費補助金については、イノシシ被害防止の鉄柵設置に対する補助事業で、国より増額が認められたため、来年度予定している分を実施するものです。

竹林再生モデル事業補助金については、国、県の制度に先駆け、市、竹林保有の集落及び西高森林組合でモデル的に産業につながるように整備するもので、事業内容としては、作業道設置、間伐、イノシシ被害防止の施設の設置を行うものです。

8款土木費5項都市計画費及び8款土木費7項下水道費。

これは、いずれも一般職職員の給与と改定に要する経費の計上及び人事異動等に伴う人件費等の調整を行うため、各特別会計へ繰り出しを行うものです。

その他、6款農林水産業費中、1項農業費、4項

水産業費、7款商工費、8款土木費1項土木管理費及び8款土木費2項道路橋りょう費については、一般職職員の給与改定に要する経費の計上及び人事異動等に伴う人件費等の調整をしています。

次に、債務負担行為の補正は、農業経営基盤強化資金、農業経営維持安定資金及び農業近代化資金に係る利子補給補助金について措置するものです。

審査の中で、委員から、有害鳥獣被害防止対策事業費補助金について、有害鳥獣被害の実情と事業効果について質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

有害鳥獣は、県内でも国東半島が多く、大変な問題になっている。狩猟と鉄柵等で守るという2本立てで実施しているが、狩猟は高齢化等の問題もあり、なかなかうまくいかない。

また、他の委員より、竹林再生モデル事業費補助金について、整備を行ったがイノシシの被害にあったということがないようにしなければならないが、事業費の内、有害鳥獣被害防止対策はどのくらい予定しているのかという質疑が出され、執行部から次のような説明がありました。

有害鳥獣被害防止対策の鉄柵が約33万円、鉄柵の周りに竹を組んだものが約30万円、合計約62万円を予定している。

以上審査の結果、第67号議案の内、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第68号議案、「平成19年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職の職員の給与改定に要する経費の計上、人事異動等に伴う人件費の調整をしています。財源は、一般会計繰入金により措置しています。

第69号議案、「平成19年度豊後高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」は、一般職の職員の給与改定に要する経費の計上、人事異動等に伴う人件費の調整をしています。財源は、一般会計繰入金により措置しています。

第71号議案、「平成19年度豊後高田市水道事業会計補正予算(第1号)」は、職員の給与改定、人事異動等に伴い、収益的支出の予定額を729万5,000円増額するものです。

第81号議案、「豊後高田市工場等立地促進条例の一部改正について」は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律

に基づき企業誘致を推進し、もって産業の振興を図るため、適用工場等の指定について、所要の規定の整備を行うものです。

第82号議案、「豊後高田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の規定の整備を行うものです。

以上審査の結果、第68号議案及び第69号議案、第71号議案並びに第81号議案及び第82号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

議長(菅 健雄君) 以上で委員長の報告を終わります。

これより、ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

通告による討論はありません。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(菅 健雄君) これにて討論を終結いたします。

ただ今から採決に入ります。

はじめに、第72号議案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については、地方自治法第244条の2第2項の規定に基づく、公の施設の内、条例で定める特に重要なものの廃止にあたるので、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。

出席議員は22名であり、その3分の2は15名です。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立者3分の2以上)

議長(菅 健雄君) ただ今の起立者は3分の2以上です。

よって、第72号議案については、原案のとおり可決されました。

議長（菅 健雄君） 続いて、お手元に配付の採決表により採決いたします。

おはかりいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、一括採決するものの第67号議案から第71号議案まで及び第73号議案から第82号議案まで並びに第6号報告については、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で一括採決するものの第67号議案から第71号議案まで及び第73号議案から第82号議案まで並びに第6号報告については、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

議長（菅 健雄君） 日程第2、第83号議案を議題といたします。

議長（菅 健雄君） 提案理由の説明を求めます。

市長永松博文君。

市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第83号議案は、「人権擁護委員の推薦について」でございます。人権擁護委員に、木下秀孝氏を推薦したいので、意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

議長（菅 健雄君） おはかりいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、第83号議案を採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（菅 健雄君） ご異議なしと認めます。

よって、第83号議案については、これに同意することに決しました。

議長（菅 健雄君） 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成19年第4回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 菅 健 雄

豊後高田市議会議員 村 上 和 人

” 鴛 海 政 幸